

ご遺族の皆さまへ

このたびのご親族さまのご不幸 謹んでお悔やみ申し上げます
身近な人が亡くなられた後、ご遺族さまが行う手続きは
亡くなられた方の状況により異なることから
ご遺族さまの大きな負担となっております

このおくやみハンドブックが
皆さまが行う手続きの一助となれば幸いです

Kai City Okuyami HandBook

甲斐市

おくやみハンドブック

お悔やみに関連する各種手続きのご案内

KAI CITY 2025.4

甲斐市おくやみハンドブックとは…

この冊子は、大切なご親族等がお亡くなりになった際に、ご遺族の皆さまが市役所などで行う各種手続きの内容をまとめています。

なじみのない手続きに戸惑いを感じるであろうご遺族さまの一助となりますよう、丁寧なご案内をさせていただきます。



もくじ

○ 「おくやみ手続き支援コーナー」は予約制です	2
◆ 遠方にお住まいなど、窓口来庁が困難なご遺族さまは下段をご確認ください	
○ 市役所に来庁する際の持ち物	3
○ 市役所で行う手続き	
・ 世帯主変更、印鑑登録、故人の戸籍	5
・ 年金関係	6
・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険	7
・ 介護保険、高齢者	9
・ 障がい福祉	10
・ 子ども関係（児童手当、保育園、学校等）	14
・ 税金	16
・ 上下水道	17
・ 市営住宅	18
○ 市役所以外での主な手続き	19
○ 相続手続きの流れ	21
○ 法定相続人になる人は	23

◆ 市役所への来庁がむずかしいご遺族さま

遠方にお住まいなどの理由により、市役所窓口への来庁が困難なご遺族さまには、郵送等での手続き方法をご案内致します。大変恐れ入りますが、5ページ以降の「市役所で行う手続き」のうち、**必要な手続きの担当課までお電話**をお願いします。

「おくやみ手続き支援コーナー」は 予約制 です

事前に予約をしていただくと…

- 亡くなった方について、市役所での手続きが何が必要か、**職員が確認**して事前に準備をしておくため、当日の窓口でお待たせすることがありません。
- 来庁いただく当日は、ご遺族さまは関係窓口を移動することなく、**ひとつの窓口で**手続きを行うことができます。
- 予約をいただいた情報で、あらかじめ氏名などの基本情報を印字した各種申請書を作成しますので、窓口でのご遺族さまの**記入の負担が少**くなります。

手続きができる窓口は…

- 3庁舎（竜王・敷島・双葉）**のいずれの窓口でも手続きが可能です。
最寄りの庁舎に予約してください。（予約は、電話またはウェブで可能です）

予約方法は…

予約方法↓	竜王庁舎 市民戸籍課	敷島庁舎 市民地域課	双葉庁舎 市民地域課
電話 	055-278-1664	055-277-3112	0551-20-3650
	電話予約は、午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分（平日のみ）		
WEB 			
24 時間対応	甲斐市ウェブサイト ▶▶ 甲斐市 おくやみ 🔍		

※お電話いただいた日の翌々日（2日後）以降の予約が可能です。手続き内容の確認や書類作成等の準備を行うため当日の予約はできません。ご理解をお願いします。

市役所に来庁する際の持ち物

おくやみ手続きの当日、市役所窓口にお越しの際は、次の持ち物のうち該当するものをお持ちください。

なお、こちらには持ち物の代表的なものを掲載しています。詳細は、5ページ以降をご確認ください。

ご遺族さまのもの（来庁者のものでない場合もあります）

来庁される方の本人確認書類

- ・顔写真付きの本人確認書類（1点）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード 等

- ・顔写真付きの本人確認書類がない場合（2点必要です）

健康保険資格確認書、介護保険資格確認書、年金手帳、受給者証 等

来庁者の印鑑（認印）

預貯金通帳（相続人代表者のもの）

故人や相続人の状況により、戸籍謄本等が必要になる場合があります。

葬祭費の請求をされる場合（保険課）

喪主の印鑑（認印）

※ 保険の種類によりますので、7～8ページをご確認ください。

※ 亡くなられた方が「社会保険」に加入していた場合は、勤務先の保険組合にご連絡ください。

MEMO



故人（亡くなられた方）のもの

<input type="checkbox"/> 印鑑登録証、または市民カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、または個人番号通知カード	市民戸籍課 詳細は 5ページ
<input type="checkbox"/> 年金手帳（基礎年金番号通知書）、または年金証書 （国民年金加入者、または年金受給者） <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書、または後期高齢者医療資格確認書等 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（対象者） <input type="checkbox"/> 世帯全員の資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 （国民健康保険（国保）の世帯主が亡くなり、同世帯に国保加入者がいる場合）	保険課 詳細は6～8 ページ
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ※各種認定証（負担割合証、介護保険負担限度額認定証など） <input type="checkbox"/> 高齢者福祉タクシー利用券・バス回数券、利用認定証明書 <input type="checkbox"/> 介護用品購入クーポン券 <input type="checkbox"/> 思いやり駐車区画利用証	長寿推進課 詳細は 9ページ
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者（児）医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者（児）等タクシー利用料金助成券 <input type="checkbox"/> 思いやり駐車区画利用証	障がい者 支援課 詳細は10～13 ページ
<input type="checkbox"/> こども医療費助成金受給資格者証、 ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	子育て 支援課 詳細は14～15 ページ
<input type="checkbox"/> 税金関係	税務課・収納課 16ページ
<input type="checkbox"/> 上下水道関係	上下水道業務課 17ページ
<input type="checkbox"/> 市営住宅関係	建築住宅課 18ページ

市役所で行う手続き

世帯主変更、印鑑登録

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
世帯主変更	<input type="checkbox"/>	世帯主 (3人以上の世帯) ※ひとり世帯、ふたり世帯の場合は手続きはありません。	世帯主変更届出	●来庁者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ※代理人(同一世帯でない親族など)が手続きを行う場合には、委任状が必要	竜王庁舎(新館) ①市民戸籍課 住民記録係 055-278-1664 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
印鑑登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録者	印鑑登録証(市民カード)の返納	●故人の印鑑登録証(または市民カード)	①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650

死亡の記載のある戸籍(除籍)の取得

故人の死亡の記載のある戸籍(除籍)は、死亡届を受理した後戸籍審査が行われるため、ご遺族が新たな戸籍を取得するまでに**通常10日程度**を要します。
死亡届の提出先が本籍地以外であった場合、通常より日数がかかります。

市民戸籍課(戸籍係) ☎ 055-278-1664

年金関係

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給 または加入され ている方	未支給年金、 障害基礎年金、 寡婦年金、 死亡一時金の請 求など	●年金手帳 (基礎年金番号通知書) ●年金証書(受給されてい る方) ●振込口座が確認できる預金 通帳、貯金通帳 ●来庁者の本人確認ができる 身分証明書(マイナンバー カード・運転免許証等)	竜王庁舎(新館) ⑭保険課 高齢者医療・年 金係 055-278-1665 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
	<input type="checkbox"/>	厚生年金を受給 または加入され ている方	日本年金機構の予約受付専用窓口にお問い合わせ ください。		日本年金機構予 約受付専用窓口 0570-05-4890
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給 している方	各共済組合に直接お問い合わせください。		各共済組合
	<input type="checkbox"/>	恩給を受給して いる方	総務省恩給相談窓口 に直接お問い合わせ ください。		総務省 恩給相談窓口 03-5273-1400
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受 給または加入さ れている方	最寄りのJA窓口に 直接お問い合わせ ください。		最寄りのJA窓 口
	<input type="checkbox"/>	企業年金を受給 している方	各企業年金基金等、 または企業年金連 合会に直接お問い 合わせください。		企業年金コール センター 0570-02-2666

※未支給年金を請求できるご遺族は、亡くなられた方と生計が同じであった方です。

国民健康保険

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
国民健康保険	☐	国民健康保険に加入している方または国民健康保険に加入している世帯員がいる世帯主の方	資格喪失届（資格確認書等及び各種認定証の返還）	●故人の資格確認書等 ●故人の限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 ●故人が世帯主の場合は、世帯全員の資格確認書等、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	竜王庁舎(新館) ⑭保険課 国民健康保険税係・国民健康保険給付係 055-278-1665 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
			世帯に交付している資格確認書等の記載事項変更	●来庁者の本人確認ができる身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）	
			限度額適用認定証の交付を受けている方の記載事項変更と所得区分の確認		
			高齢受給者の負担割合の確認		
			高額療養費、療養費などの振込口座の変更		
		葬祭費支給申請	●葬祭を行ったこと、及び喪主が確認できるもの(会葬礼状・葬儀の日程表等) ●喪主の振込口座が確認できるもの		

後期高齢者医療保険（75歳以上、または65歳以上の障害認定者）

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
後 期 高 齢 者 医 療 保 険	☐	後期高齢者医療 保険に加入して いる方	資格確認書および各種認定証の返還	●故人の後期高齢者医療資格確認書 ●故人の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証（お持ちの方のみ）	竜王庁舎(新館) ⑭保険課 高齢者医療・年金係 055-278-1665 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
			送付先変更届	●故人の特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ●相続人代表者であることがわかる書類（戸籍謄本等）	
			高額療養費、療養費等の振込口座の変更	●相続する方の印鑑 ●相続する方の振込口座が確認できるもの ●来庁者の本人確認ができる身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）	
			葬祭費支給申請	●喪主であるとわかる書類（会葬礼状・葬儀の日程表等） ●喪主の印鑑 ●喪主の振込口座が確認できるもの	

MEMO



介護保険

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上 または 介護認定 を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証および各種証の返還 ・高額介護サービス費など保険給付の支給申請 ・介護認定申請の取り下げ ・介護保険料還付の申請 ・介護保険関係書類の送付先変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●故人の介護保険被保険者証 ●相続人代表者の通帳 ●相続人代表者であることがわかる書類（戸籍謄本等） 	竜王庁舎(新館) ⑮長寿推進課 介護保険係 055-278-1693 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650

高齢者

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
高齢者	<input type="checkbox"/>	介護用品支給クーポン をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の届出 ・券の返納 	●未使用の券	竜王庁舎(新館) ⑮長寿推進課 長寿あんしん係 介護保険係 055-278-1693 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
	<input type="checkbox"/>	訪問理美容サービス を受けていた方			
	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉タクシー・バス利用料金助成 を受けていた方			
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置（ふれあいペンダント） を設置していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の届出 ・緊急通報装置の撤去、返還 	※事業者が機器の撤去に行きます	
	<input type="checkbox"/>	思いやり駐車区画利用証 をお持ちの方	・利用証の返却	●思いやり駐車区画利用証	

障がい福祉

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎	
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	山梨県心身障害者扶養共済制度に加入している方	・年金給付請求（心身障がい者の方の保護者が亡くなられたとき）	<ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた加入者（保護者）が除かれた住民票の写し ●年金受給権者（障がい者）の住民票の写し ●年金受給権者（障がい者）の印鑑（認印） ●年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの ●医師が発行する死亡診断書（原本または原本証明されたもの） ●加入日から2年以内に亡くなられた場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書」（指定様式） ●山梨県心身障害者扶養共済制度加入証書 	竜王庁舎(新館) ⑫障がい者支援課 生活支援係・自立支援係 055-267-7287 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650	
	<input type="checkbox"/>			・弔慰金請求（心身障がい者の方が亡くなられたとき）	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者（保護者）の住民票の写し ●亡くなられた障がい者が除かれた住民票の写し ●加入者（保護者）の印鑑（認印） ●加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの 	
	<input type="checkbox"/>			・死亡届（扶養共済年金受給者が亡くなられたとき）	<ul style="list-style-type: none"> ●山梨県心身障害者扶養共済年金証書 ●年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し 	

市役所で行う手続き

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還	●亡くなられた方の手帳	竜王庁舎(新館) ⑫障がい者支援課 生活支援係・自立支援係 055-267-7287
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	受給者証返還	●亡くなられた方の自立支援医療受給者証(精神通院)	
	<input type="checkbox"/>	育成医療受給者証、更生医療受給者証をお持ちの方	受給者証返還 または支給認定申請書取下	●亡くなられた方の育成医療受給者証、または更生医療受給者証 ●手続きする方の認印	双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・甲斐市中心身障害児福祉手当を受給している方	資格喪失届 または死亡届	●相続される方の印鑑(認印、朱肉を使用するもの) ●相続される方の振込先口座がわかるもの(預金通帳) ●死亡診断書の写し ●亡くなったことのわかる戸籍(除)謄本など ●受給者と相続関係が確認できる書類(戸籍謄本など) ●特別児童扶養手当証書	
	<input type="checkbox"/>	障がい者タクシー利用券をお持ちの方	障がい者タクシー利用券返還	●亡くなられた方の障がい者タクシー利用券	
	<input type="checkbox"/>	受給者証(障害福祉サービス・地域相談支援・療養介護・障害児通所支援)をお持ちの方	受給者証返還	●亡くなられた方の受給者証	

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
障 が い 福 祉	<input type="checkbox"/>	普通自動車税の減免を受けている方	登録削除	●山梨県自動車税センターで直接手続きを行ってください。 ●申請書の写し	山梨県自動車税センター 055-262-4662
	<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成を受けている方	申立書、口座振替支払変更届の提出	中北保健福祉事務所での手続きです。 ●申立書 ●亡くなられた方の死亡日がわかる書類の写し（除籍謄本写し、死亡証明書の写し等） ●相続する方と亡くなられた方の関係がわかる書類の写し（戸籍（除）謄本など） ●口座振替支払変更届 ●亡くなられた方の障害者手帳の写し ●車検証の写し	中北保健福祉事務所 0551-23-3443
	<input type="checkbox"/>	介助用自動車購入等助成を受けて6年以内の方（軽自動車は4年以内の方）	残りの財産処分制限期間に相当する分の助成金の返還	●印鑑（朱肉を使用するもの） ●申請者の本人確認書類	竜王庁舎(新館) ⑫障がい者支援課 生活支援係・自立支援係 055-267-7287
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者(児)医療費助成金を受給している方	・受給者証の返還 ・振込口座の変更	●重度心身障害者(児)医療費助成金受給者証 ●相続人代表となる方の印鑑（朱肉を使用するもの） ●相続人代表となる方の通帳 ●相続人代表となる方の本人確認書類 ●受給者と相続人代表となる方との関係が確認できる戸籍（受給者と相続人代表となる方が別世帯の場合など） ●代理の方の本人確認書類（代理の方が申請する場合） ●代理の方の印鑑（代理の方が申請する場合）	敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650	

子ども（児童手当ほか）

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当 (支給対象の児童)	受給事由消滅 または額改定 (減額)	●特になし	竜王庁舎(本館) ②子育て支援課 児童係 子育て支援係 保育係 055-278-1692
	<input type="checkbox"/>	児童手当 (受給している児童の保護者)	受給者死亡の届出・未払い手当の請求	●健康保険証（新しい受給者分） ●預金通帳など振込先口座がわかるもの（新しい受給者および児童分） ●マイナンバー確認書類（新しい受給者および児童分）	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 (支給対象の児童)	資格喪失 または額改定 (減額)	●児童扶養手当証書	双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 (受給している保護者)	資格喪失・受給者死亡の届出・未払い手当の請求	●児童扶養手当証書 ●預金通帳など振込先口座がわかるもの（受給対象児童の名義）	
	<input type="checkbox"/>	こども医療費助成（助成を受けている児童）	資格喪失・受給資格者証の返還	●亡くなられた児童のこども医療費助成金受給資格者証	
	<input type="checkbox"/>	こども医療費助成（助成を受けている児童の保護者）	保護者変更	●こども医療費助成金受給資格者証 ●児童の新しい健康保険証（変更した場合）	

市役所で行う手続き

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
子ども	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成 (助成を受けている児童)	・受給者証の返還 ・資格喪失届または児童減の変更届と受給者証の返還	●対象者全員分のひとり親家庭医療費助成金受給資格者証	竜王庁舎(本館) ②子育て支援課 子育て支援係 保育係 055-278-1692 敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112 双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成 (助成を受けている保護者)	・受給者証の返還 ・資格喪失届	対象者により持ち物等が異なりますので、事前にお問い合わせください。	
保育園等	<input type="checkbox"/>	保育園・認定こども園等の在園 児または保護者の方	支給認定内容の変更、入退所に係る手続きなど	対象者により持ち物等が異なりますので、事前にお問い合わせください。	
学校等	<input type="checkbox"/>	就学援助 (援助対象の児童・生徒)	資格喪失	特になし	竜王庁舎(新館) ②学校教育課 学事係 055-278-1696
	<input type="checkbox"/>	就学援助 (援助を受けている保護者)	保護者変更	振込先口座がわかるもの (変更する保護者分)	
	<input type="checkbox"/>	児童生徒または保護者	給食費関係	個別の状況に応じてご案内します。	竜王庁舎(新館) ②学校教育課 保健給食係 055-278-1696

税金

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
税金	<input type="checkbox"/>	市・県民税・軽自動車税が課税されている方	相続人代表者指定届出書の提出	●相続人代表となる方の認印	竜王庁舎(本館) ③税務課 資産税係 市民税係 055-278-1663
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有している方	・廃車 ・名義変更	●手続きする方の本人確認書類（運転免許証など） ●標識交付証明書 ●ナンバープレート	敷島支所 ①市民地域課 市民窓口係 055-277-3112
	<input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定届出書の提出	●相続人代表となる方の認印	双葉支所 ①市民地域課 市民窓口係 0551-20-3650
			相続登記などに使う証明書の取得	●相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） ●手続きする方の本人確認書類（運転免許証など）	
	<input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちの方のうち、未登記の家屋をお持ちの方	未登記家屋所有者変更届の提出	●新所有者となる方の認印 ●新所有者が相続したことを確認できる書類（遺産分割協議書、遺言書など） ●新所有者となる方の住民票（市外にお住まいの場合）	
<input type="checkbox"/>	市税等を口座振替にされている方	口座振替の廃止	個別のケースに応じて手続きの説明を行う場合があります。	竜王庁舎(本館) ⑤収納課 収納管理係・徴収係 055-278-1680	

上下水道

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	問い合わせ ☎
上下水道	<input type="checkbox"/>	水道、下水道の所有者または使用者または料金等の支払者	<ul style="list-style-type: none"> ・名義変更（使用者、所有者） ・閉栓 ・登録口座の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに使用者となる方のマイナンバーカード等の身分証明書 ●給水装置所有者変更届の提出 ●口座の変更を希望される場合はキャッシュカード（暗証番号が必要） <p>【取扱金融機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨中央銀行本店、支店 ・甲府信用金庫本店、支店 ・山梨信用金庫本店、支店 ・山梨県民信用組合本店、支店 ・山梨みらい農業協同組合本店、支店 ・梨北農業協同組合本店、支店 ・ゆうちょ銀行 	水道事務所 (竜王庁舎南側別館) 上下水道業務課 経理徴収係 上下水道総務係 055-276-0734
	<input type="checkbox"/>	下水道に接続されており井戸水のみを使用している世帯	世帯人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●水道水以外の水による汚水排出量認定申請書 ●手続きする方の認印 	
	<input type="checkbox"/>	公共下水道事業受益者負担金を納付中または納付猶予中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者の変更 ・登録口座の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道事業受益者変更届の提出 ●新たに受益者となる方の印鑑（認印） 	
農業集落排水	<input type="checkbox"/>	農業集落排水施設を使用している方	<ul style="list-style-type: none"> ・名義変更 ・世帯人数の変更 ・登録口座変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業集落排水施設使用開始（変更）届の提出 ●農業集落排水施設使用料口座振替依頼書の提出 	

市役所以外での主な手続き

区分	☑	対象	主な手続き	問い合わせ☎
自動車関係	<input type="checkbox"/>	自動車税 (種別割)	税金に関する手続き	山梨県自動車税センター 笛吹市石和町広瀬785 055-262-4662
	<input type="checkbox"/>	普通自動車 自動二輪車 (125ccを超えるもの)	廃車・名義変更	関東運輸局山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 050-5540-2039
	<input type="checkbox"/>	軽自動車	廃車・名義変更	軽自動車検査協会山梨事務所 笛吹市石和町唐柏792-1 050-3816-3121
預貯金等	<input type="checkbox"/>	預貯金口座	口座の凍結解除	各金融機関
	<input type="checkbox"/>	株式	名義変更	各証券会社
保険関係	<input type="checkbox"/>	生命保険 など	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 など	加入していた生命保険会社 または代理店
	<input type="checkbox"/>	損害保険 など	名義変更・解約	加入していた生命保険会社 または代理店
ライフライン・生活関連	<input type="checkbox"/>	電気・ガス	名義変更・解約	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	固定電話 携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター フリーダイヤル 0120-151515
	<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	新聞	名義変更・解約	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社

区分	☑	対象	主な手続き	問い合わせ☎
その他	<input type="checkbox"/>	運転免許証 運転経歴証明書	返納	山梨県警察本部運転免許課 南アルプス市下高砂825 055-285-0533 ※警察署等でも手続き可能です
	<input type="checkbox"/>	パスポート	返納（有効期限内の場合）	山梨県パスポートセンター 甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館 1 階 055-222-2040
	<input type="checkbox"/>	在留カード 特別永住者証明書	返納	東京出入国在留管理局 甲府出張所 甲府市丸の内1-1-18 （甲府合同庁舎） 055-255-3350

MEMO



相続手続きの流れ

す
み
や
か
に

<p>法定相続人の確定</p>	<p>被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を被相続人の本籍がある役所で取得し、相続人を確定します。詳しくは23ページをご覧ください。</p> <p>【法定相続情報証明制度のご案内】 法務局において相続関係を証明する法定相続情報一覧図を作成する制度があります。これにより何度も戸籍謄本の束を提出する必要がなくなります。 詳しくは法務局のホームページをご覧ください。</p>			
<p>遺言書の探索</p>	<p>公証役場、法務局、自宅などで保管されている場合があります。公証役場、法務局以外で保管されていた遺言書は、未開封の状態で家庭裁判所の「検認」が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="550 880 1489 1111"> <tr> <td data-bbox="550 880 837 1111"> <p>甲府公証役場 ☎055-252-7752 甲府市北口1-3-1</p> </td> <td data-bbox="844 880 1163 1111"> <p>甲府地方法務局 ☎055-252-7151 甲府市丸の内1-1-18 (甲府合同庁舎)</p> </td> <td data-bbox="1169 880 1489 1111"> <p>甲府家庭裁判所 ☎055-213-2541 甲府市中央1-10-7</p> </td> </tr> </table>	<p>甲府公証役場 ☎055-252-7752 甲府市北口1-3-1</p>	<p>甲府地方法務局 ☎055-252-7151 甲府市丸の内1-1-18 (甲府合同庁舎)</p>	<p>甲府家庭裁判所 ☎055-213-2541 甲府市中央1-10-7</p>
<p>甲府公証役場 ☎055-252-7752 甲府市北口1-3-1</p>	<p>甲府地方法務局 ☎055-252-7151 甲府市丸の内1-1-18 (甲府合同庁舎)</p>	<p>甲府家庭裁判所 ☎055-213-2541 甲府市中央1-10-7</p>		
<p>相続財産の調査</p>	<p>相続財産には、預貯金、現金、株式などの有価証券、土地、家屋、自動車などがあります。また、住宅ローンなどの借金も相続の対象となります。</p>			
<p>遺産分割協議 (協議書の作成)</p>	<p>相続人が複数いる場合は遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成します。遺産分割協議書は預金の払い戻しや相続登記の際に必要となります。</p>			
<p>相続放棄・限定承認</p>	<p>相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所で手続きを行います。</p> <p>甲府家庭裁判所 ☎055-213-2541 甲府市中央1-10-7</p>			
<p>所得税の準確定申告</p>	<p>1月1日から亡くなるまでに被相続人に所得があった場合は、相続人が代わりに確定申告を行います。</p> <p>甲府税務署 ☎055-254-6105 甲府市丸の内1-1-18 (甲府合同庁舎)</p>			

3か
月
以
内

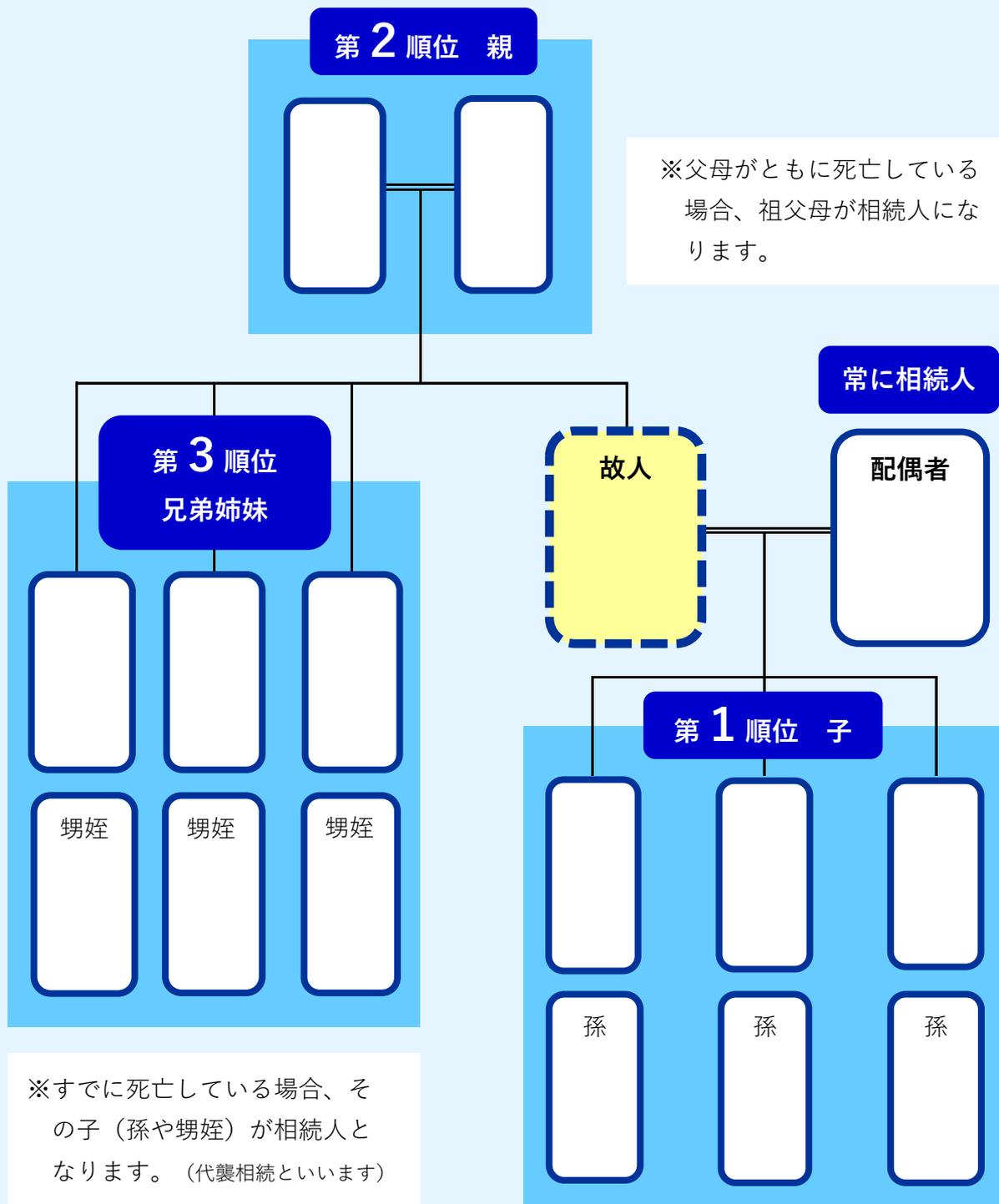
4か
月
以
内

法定相続人になる人は

法定相続人とは、民法で定められた、遺産を相続できる権利がある人のことです。遺言等がない場合は、法定相続人が協議をして遺産を分割します。

相続の順位

配偶者は常に相続人となり、配偶者ととも先順位から相続人となります。先順位の方がいない場合は後順位の方に相続権が移ります。



※すでに死亡している場合、その子（孫や甥姪）が相続人となります。（代襲相続といえます）

上図以外の方が法定相続人となる場合があります。相続関係が複雑になる場合は司法書士や弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。



おくやみ手続きのご予約は…

・竜王庁舎 市民戸籍課 ☎ 055-278-1664



・敷島庁舎 市民地域課 ☎ 055-277-3112



・双葉庁舎 市民地域課 ☎ 0551-20-3650



※手続きの内容については 5 ～ 18ページ の各担当にお問い合わせください

甲 斐 市

担当 市民生活部 市民戸籍課 住民記録係
令和7年4月 改定